



世田谷

区議会だより

No.14

2/1

発行 昭和43年2月1日
発行所 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区議会事務局
(422)0111
発行人 事務局長 大場啓二

住民生活を柱に

総合開発計画推進にあたって

文化都市建設を旨とする「世田谷区総合計画」が昨秋発表されました。この計画は、多くの都市工学専門家、行政担当者が参画し、昭和六十年、人口百万の世田谷区を目標に立てられたものです。

計画の前提としていまの世田谷区がかかえている問題を指摘しておりますが、(一)商・

工業用の建物と住宅が、あるいは鉄筋ビルと木造家屋がゴッチャに立ち並んでいる状態では住みよい住宅地区を作りにくいこと。(二)このままでは商業地区の発展があまりのぞめないこと。(三)いまある道路は全般にわたってすっきりしたものに整備する必要があること。鉄道は高架にすべきこと。(四)まだ開発されて

いない地域は無秩序に住宅が立ち並ぶおそれがあるし、緑地や公園の確保もしなければならぬ。(五)下水道施設が整備されていないことなどを主なものとしてとりあげ、これらに対する打開策が計画の内容となっております。さらに世田谷区は、第三京浜、東名道、中央道の起点となり、東西にはこれらに接続する高速三号線(玉川通りの上を通る)、同四号線(甲州街道の上を通る)が計画され、南北には環状七・八号線、外郭環状線(計画)が走るというたぐあいで近い将来区の全域は自動車交通の渦の中に巻きこまれることは必須です。

このような区の現況、あるいは近い将来の様相を前提として計画の基本方針は「東京の住宅地区として、自動車時代にふさわしく、かつ生活環境施設の整備された地区としての発展を図る」としております。したがって計画は、期間こそ長期にわたりますが、以前から手がけなければならなかった問題や近い将来いやが応でも対しなければならぬ問題が主要なテーマとなっており、その意味では具体化をかなり急がなければならないといえます。

そこで私たちが区に期待したいところは、計画の主体が区の住民であり、区民の豊かな生活を旨として立てられたものである以上、立ち遅れている生活環境整備に精力的に取り組んでもらいたいことです。「緑と太陽の文化都市建設」といったところで田園地帯にニュータウンを建設するわけではなく、区域の東半分にはほとんど空地がない実情や、道路一本通すにしても地価の高騰を前に巨額な経費を必要とすることなど計画の前途はかなり厳しい条件が横たわっていると思われまします。したがって国や都に対しても、住民の生活にある程度犠牲にして産業基盤の充実がはかれる地域にはそれに並行あるいは優先させて生活基盤施設を充実させるといふ立場に立って、たとえば細道路網整備や公共施設充実に要する財源の確保、下水道計画の促進などを強く要求することが必要です。住民の理解と協力を得るといふ名のもとに、国・都が負担すべき経費が区や住民に転嫁されるようなことは絶対に避けなければなりません。

区議会としてもこの計画には大きな関心を寄せ、昨年十一月の本会議では多くの議員からの質問がありました。今後も、押し寄せる都市化の波、地域開発の波の中でこの計画がどのように世田谷の未来をつくり上げていくかを住民の立場で見守り、必要に応じて意見を述べていかなければなりません。

完成を急ぐ東名道路(区内大蔵町附近)手前の新車は年間72万台を生産するというある自動車会社のモータープール

42年第四回定例会 11/21 ↓ 12/7

区第二庁舎新築工事契約 昭和41年度決算認定など三十二件を可決

第四回定例会は11月21日から会期十七日間で開かれました。

まず第一日目は各党の代表質問と、昭和41年度決算の認定など三十二案件が区長から提案され、これらをそれぞれ所管委員会へ付託、決算は決算特別委員会を設けて付託しました。

第二日目は一般質問と請願陳情二十一件の委員会への付託。さらに、27日の本会議においては、さきに委員会に付託した三十二の案件のうち三十案件を原案どおり可決し、最終日の12月7日には残る二案件も原案どおり可決されました。

●区の第二庁舎新築工事、付帯工事請負契約 三件（賛成 自・社・民・無）

○第二庁舎新築工事請負契約
○第二庁舎新築空気調和換気設備工事請負契約

○第二庁舎新築電気設備工事請負契約

鉄筋コンクリート造地下一階、地上五階建。延べ二、五八・三平方メートル。契約金額および契約の相手方
本体工事 五億六、二〇〇万円

大成建設㈱
空気調和換気工事 一億二、六〇〇万円
㈱建材社

電気設備工事 一億〇、七〇〇万円
日本電設工業㈱

完成予定 本体は昭和44年3月20日
あとの二件は同3月30日

（意見―賛成）設計監理、工事監督を十分に行ない、また、日照権の問題については、住民福祉のための区役所の建築であるから、誠意ある交渉により円満に解決するよう方策をたてられたい。

（意見―反対）新庁舎の建設よりも優先すべき事業がもつとある。支所、出張所等の充実が住民サービスにつながるのではないか。日照権の問題

に關しても区民不在である。

●昭和41年度各会計歳入歳出決算
（賛成 自・社・民・無）

一 関係記事 三ページ

●町区域の新設、一部変更四件（無 賛成 賛成 賛成 賛成）
○現在の世田谷五丁目、砧町、船橋町の各一部をもって新しく桜丘五丁目とする。

○現在の玉川用賀町二、三丁目、世田谷五丁目、玉川瀬田町の各一部をもって新しく上用賀一〜六丁目とする。

○現在の深沢町四丁目、新町二、三丁目の各一部および弦巻町三丁目の全部をもって新しく桜新町一、二丁目とする。

○現在の玉川等々力町二丁目、玉川尾山町の各一部をもって新しく玉堤一、二丁目とする。

以上四件実施は昭和43年3月15日。

●町区域の新設、一部変更（賛成 賛成 賛成 賛成）
現在の玉川等々力町三丁目、深沢町一〜四丁目、玉川中町二丁目の各一部をもって新しく深沢一〜八丁目とする。

（意見―賛成）当該地区への周知に徹底を欠いたことについては大いに反省すべきだ。しかし、本案が町の地番区画を整理し、わかりやすくしていくという点においては、不適合であるとはいいがいいえない。今後は十分その周知徹底をはかるべきである。

（意見―反対）関係地域に対する周知に非常な手落ちがあり、このため住民の不満がでたということは区の行政の欠陥の表れであり、区行政が住民参加の条件を与えていないということである。町内会だけを交渉の窓口にし、これに依存しすぎるのでこのような結果がでたものだ。住民本位の区政を強く主張し、反対する。

なお、この件について、12月1日区

議会において公聴会を開催した。

（関係記事別掲）

●区税条例の一部改正（賛成 自・社・民・無）
障害者、老年者等の控除が税額控除から所得控除に改められたのがおも。

●住民登録条例の廃止と印鑑条例の改正（賛成 自・社・民・無）

○住民登録条例の廃止条例
○印鑑条例の一部改正条例

○印鑑条例の一部改正条例
住民基本台帳法の公布による改正。

●学校用地の受け入れ（賛成 全員）
いままですべて有地であった、つぎの学校用地が無償で区に贈与されたもの。

千歳小 約九、〇七九平方メートル
東深沢中 約一、一三八平方メートル（区内有地）

●学校設置条例の改正（賛成 全員）
区立城山幼稚園の完成に伴うもの。

●区民会館条例の一部改正（賛成 全員）
もとの事務室を結婚式参列者の控室とし、その使用料を定めたもの。



公聴会

新しく深沢三丁目となる部分について、玉川等々力町三丁目四九番地の住民などから編入反対をおもな内容とする変更の請求が提出され、公聴会が開かれました。

住居表示による町名地番等改正は、世田谷区では区側が原案を作成し住居表示審議会に諮問・答申し区議会に提案・議決という手続きを踏んであります。なお、議会に提案する前にその案を住民に知らせること―公示が必要で。

この公示された案に異議のある場合は、該当の区域に住む有権者が公示の日から三十日以内に五十人以上の賛成者をもって区長に変更の請求ができることになりました。

この請求があると区長は直ちにその要旨を住民に知らせる区議会に提案するときに、変更の請求書を添えて提出しなければなりません。区議会でも公聴会を開いて関係区域内の住民の中から意見を聞いたのち、審査をして議決をする。

今回の公聴会は以上の法律的な定めにもとづいて開かれ、賛成・反対

それぞれ三人の方々から意見を聴きました。

（反対）住居表示は、事前の十分な話し合いが建て前と聞いており、今回のように公示になるまで知らされなかったことは納得できない。

本件はその基本手続きにおいて無効であり、その賛否を問わんとする公聴会の開催は遺憾である。

また、学区域を変更しないという保障は何もなく、出張所、投票所、町会なども変わり、日常生活における不便な面も多々出てくる。

（賛成）改正には、町会、自治会の人々が集まり、公平で住居表示の目的に合うよう二年がかりの研究をしてきたもので、区原案は理想的ではないが諸般の事情から妥当かと思えてお互いに食い込む形となり、原案では等々力へ食い込むのは僅かである。また、この区画については曲り角もなく、明瞭なものである。

以上のような公聴会での意見を参考として審議し、上記議案可決の項でお知らせしたとおり、賛成多数で原案どおり可決しました。

所在地	延長(m)
桜丘1丁目2658~2660	108.47
桜丘1丁目2588~2590	48.15
宮坂1丁目2438	102.50
東玉川1丁目4	108.79
深沢町3丁目15	79.60
玉川等々力町3丁目60	103.58
玉川町2109~2121	164.00
玉川等々力町3丁目77	89.15
新町3丁目533	94.95
船橋町1~9 6町291	275.50
桜丘2丁目2989~2995	64.50
鳥山町1926~1928	52.00
廻沢町1	127.35
合 計	1,419.54

●渡辺俊二（64歳）玉川奥沢町一丁目 三九七
●新たに認定した区道（賛成 全員）

●水防等の業務従事者の損害補償条例の改正（賛成 自・社・民・無）

●区職員の公務災害補償に関する条例（賛成 全員）

○区職員の公務災害補償の付加給付 条例

○区職員の公務災害補償条例廃止 人権擁護委員候補者の推せんを決定（賛成 全員）

超過負担解消に努力を

昭和三十九年度決算審議終わる

「昭和三十九年度各会計決算」は11月21日から開かれた第四回区議会定例会に区長から提案されました。

決算額は、一般会計と国民健康保険など五つの特別会計とを合計すると歳入一八億三、三三二万五、八七七円歳出一一〇億 一五六万六、〇四七円差引翌年度へ繰越

八億三、一七五万九、八四〇円となります。

区議会では、このぼう大な額にのぼる決算審査にあたり、二十九名の委員で決算特別委員会を設けて、会期中の11月28日から六日間にわたり審議を重ね、賛成多数で原案どおり承認しました。

自民―賛成 超過負担解消に留意を。福祉予算の増額も十分な検討を望む。
社会―反対 超過負担、不用額が多すぎる。職員の欠員補充の努力が不足。
公明―賛成 繰越金、不用額の多いのは遺憾。福祉会館、保育園の増設を。共産―反対 超過負担が随所にみられる。自主財源は住民福祉に使用せよ。
民社―賛成 単位費用を引き上げ、また、学校施設の整備の早期完成を。

議会が決算を認定するということは、「条例の制定・改廃」、「予算を定める」ことと並んで、最も重要な仕事とされています。決算を審議する意義は、住民福祉を基本とする区の予算が正しく使われたかどうか、すなわち、私達の納めた税金の行くえがどのようになっているか、そして、住民の福祉のためにどのぐらい役に立ったかを評価し、また、予定どおりの仕事ができなかったものは、原因はどこにあったかということなどについて、批判、検討をしながら、将来の行政に対しての材料を得ることにあるわけです。

財政計画

まず総合的なものとして、予算の執行率が九五・九%をしめし、前年度の八九・九%にくらべ、かなりの上昇をみたことは高く評価しながらも、毎年論議を呼ぶ都との財政調整制度、または、それにもとづく超過負担の問題が大きくなり上げられました。

すなわち、区政の執行に要する経費（基準財政需要額の算定にあたり、都の定める単価が安すぎるために実情に合わない。そこでやむなく本来区の特性を生かした事業のために使うべき自主財源を投入せねばならぬことは不合理性ではないか。毎年の財調交渉にあたっては、強い態度でのぞみ、測定単位を改善し、ひいては制度そのものをもっと合理化するよう強い要望がありました。

また、工事等の繰越事業費を除いた純繰越を五億五、九〇〇余万円も出したことは、財政調整交渉にあたり、富裕区とみなされ納付をせざるを得ない理由になるのではないかと、効率的な

表1. 昭和三十九年度一般会計歳入決算

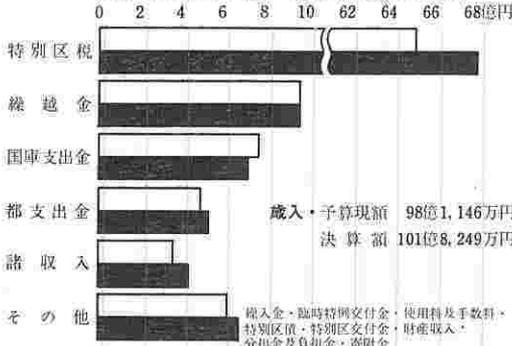
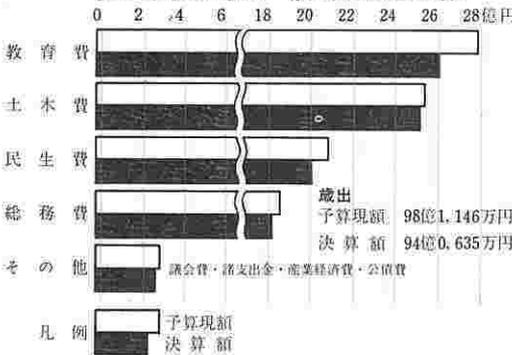


表2. 昭和三十九年度一般会計歳出決算



予算の運用が要望されました。このほか、補正予算を計上しながら不用額を出した点についての究明、あるいは福祉予算の増額などについても強い要望が出されました。なお、主な事業別の内容についてはつぎのとおりです。

民生福祉事業

区民福祉の増進が最も急務とされる民生事業において、多額の不用額を出したことはうなずけない。老人、身障者のための施設も十分ではなく、また生活困窮者の暮しもますます苦しくなっている。慎重に検討して愛情ある行政の執行が、まず強く望まれました。

また、保育園の不足が切実な問題として強く叫ばれ、その増設が要望に追いつかぬ実情にあるのに、定員にみたない保育園があることは不合理ではないかと、今後の効率的な運営が望まれました。

老人の健康管理対策としての老人健康診査の受診者が少ない。せっかく経費と時間をかけて実施してもこれでは実効があらがない。もっと周知の徹底をはかり、実施の方法も一歩進めて治療も受けられるよう十分検討すべきだとされました。

公益質屋の赤字が累積している現状から低所得者層に対する応急資金の貸出制度の充実とあわせてその運営を根本的に再検討する時期にあることも指摘されました。

土木事業

発展途上にある本区においては、土木が区政の中の重点施策の一つとしてとり上げられているので、その成果について熱心な審査がされました。まず、立ち遅れた道路整備については、現在のように砂利道が相当ある状態では文化世田谷にほど遠いので、この舗装の早急な完備が強く望まれました。

公共溝渠の管理については、依然として不法占拠者が多いので強力な取締りと、一方、中小河川の定期的な浚渫工事の実施など、防災に対する基本的な考え方がただされましました。

さらに街路灯、公園のベンチ等がこわれたまま放置されているものがあるにもかかわらず、この部門の予算に不用額を出しているのはなぜかとの非難があり、その他、交通安全については、大幅な経費の計上と共に、現在のようにバラバラな窓口でなく一貫した取扱いができるよう改善することが望まれました。

教育行政

本造弱朽校舎が逐次鉄筋に建てかえられつつあるが、その建築単価が低いため業者もやりにくい面があり、これが改築早々にして多額の修繕費を組まねばならないという不経済な結果を招いているのではないかと、この単価が適正に引き上げられるよう関係当局に強く要求すべきであるとされました。

また、近年児童生徒の体位向上に伴い、机や椅子が小さくなっており、さらに特別教室の各種設備などが充足されておらず、教育上の見地からもこれら備品の整備のための予算を増額することが要望されました。

幼稚園の入園難もますます激しくなっている現在、区立幼稚園をもっと増設できないか、また、現行の一年保育を私立並みに二年―三年に延長すれば、収容人員もふえるのではないかと、理事者の基本的な考えがただされましました。その他学校開放の全校実施、プラネタリウム的高度利用、図書館の夜間開放等についての要望が出されました。

代表質問



交通災害共済制度の実施を
自由民主党

◆ 43年度からは、区税のうちの区民税分を納付の対象からはずしたいという区長の考えを実現するためどのような努力をしているか。住民生活に密着した事務事業を都から移管し、財政需要を大きくして都の吸い上げをなくす方法も考えるべきだ。

◆ 二十三区間に提唱し検討したが実現困難の見通しが強い。財調は個々の折衝で解決していくほかはない。

◆ 交通安全施設整備はもちろんだが、事故発生後の対策として交通災害共済制度の実現をはかってはどうか。

◆ 交通災害共済制度は、二十三区共通の問題として検討していきたい。

◆ 違反建築の取締りにあたり指導行政の充実をのぞむ。建築基準法の改正の方向にそって世田谷区の実情にあった緑地利用の方針は立てているか。

◆ 監察車を配置するなど指導に努力している。緑地の利用については、東京都で空地地区などの指定変更を現在検討中。



財政計画はもっと慎重に
社会党

◆ 昭和41年度の決算をみると歳入の伸びが当初の見込みとくらべて二十三区全体では九%であるのに、世田谷区は一三・四%の伸びで都が見込んだ額より一億三千万円も多い。

◆ 3月に決定する予算を編成するのが前年の12月で、都区の財政調整をするのが6月のため、この間約半年の時間的ズレがあり、財源を的確に把握して年間予算を組むことが困難だ。

◆ 43年度の都区財政調整交渉の目標は、また、改善を都に申し入れたとのことだがその内容は、

― 財調交渉にあたっては、原則的に区民税は住民福祉に還元するような納

付金制度の改善、自主財源の引き上げ、都の交付金のワケを増すことを二十三区に呼びかけた。財調交渉にはこまかい技術的操作もあるが、この原則で都との交渉にのぞみたい。

◆ 給食センター建設が、施設建設五カ年計画では、小・中学校を対象に六カ所建設する予定が、いつのまにか中学校を対象とする二カ所にすり交っている。



身近な行政の充実をはかれ
公明党

◆ 三選区長として初の議会にのぞむにあたり今後四年間の政治姿勢を問う。

◆ 執行機関の最高責任者として、長期的展望に立った区政を推進したい。

◆ 財政の硬直化により地方財政へのしわ寄せが心配される。健全予算編成ができるか、財調制度の抜本的解決の方向づけはできたか。

◆ 40年の事務事業再配分が完全でなかったのが原因で、この点ぜひ解決していきたい。

◆ 区内の約半数の井戸は保健所の水質検査によると使用不能で伝染病の危険もある。下水道の敷設ももっと早くならないか。

◆ 井戸を水道に転換していく。現在の計画以外に根本的解決方法はない。

◆ 保育園の数が足りない現状では、保育園問題を最重点施策とするべきだ。43年度では、三方所建設し、別に

用地買収を三カ所予定している。

◆ 谷沢川の浄化装置の現状は寒心にたえない。今後どうするか。

― 批判もあるが地域開発に最初に取組んだ意義は認めて欲しい。現在転用用途を考慮中。

◆ 総合開発計画は、大企業の進出を予想しているが、区民の生活苦という現実はどう対処していくか。

― この計画は区民のために理想像を打ち出したものである。

◆ 中小企業事業資金の生業資金の制度を改善して欲しい。スーパー等の進出のために、中小商店は経営が苦しく倒産も増えている。

― 中小企業事業資金を一億円に増額した。

◆ 奥沢の防災街区建設は、地元商店に条件が不利なため反対が起きている。

― 推進機関と話し合いで解決するよりほかに方法がないが、区民の理解が必要だ。

◆ 希望が丘土地区画整理は、住民の知らない中に仕事が一方向的に進められている実情だ。減歩により二割も土地を削られ、区画整理に要する費用も負担することは所有権の侵害にならないか。

― 広く住民の理解を得ることが必要

一般質問



― 区民生活

◆ 区の中小企業に対する金融制度は他区にくらべ不備な点もある。ことに利子補給が切望され、その他改善策とあわせて検討して欲しい。

◆ 現在、貸付限度・貸付枠・貸付体制の面で改善を考慮している。歩積み・両建てを禁止しており、違反した場合はその金融機関を取引停止にすることも考えている。

◆ 都の基幹保健所設置構想（保健所を二カ所に二カ所を併設する）は身近な



開発で住民生活を破壊するな
共産党

◆ 総合開発計画は、大企業の進出を予想しているが、区民の生活苦という現実はどう対処していくか。

― この計画は区民のために理想像を打ち出したものである。

◆ 中小企業事業資金の生業資金の制度を改善して欲しい。スーパー等の進出のために、中小商店は経営が苦しく倒産も増えている。

― 中小企業事業資金を一億円に増額した。

◆ 奥沢の防災街区建設は、地元商店に条件が不利なため反対が起きている。

― 推進機関と話し合いで解決するよりほかに方法がないが、区民の理解が必要だ。

◆ 希望が丘土地区画整理は、住民の知らない中に仕事が一方向的に進められている実情だ。減歩により二割も土地を削られ、区画整理に要する費用も負担することは所有権の侵害にならないか。

― 広く住民の理解を得ることが必要

衛生業務の考えとは逆行する動きだ。区の総合開発計画に保健衛生のビジョンが入っていないが、どういう理由か。

― 二十三区長会にも都の構想はまだ提示されておらず、いざれ慎重に検討すべきものと思う。総合開発計画は外ワケを中心に策定したもので、保健衛生には特に触れなかったが無視したわけではない。

◆ 老人対策について、用賀の老人介護ホームと同じく廻沢にも設置したらどうか。敬老祝金を65歳以上の老人に区独自で出したらどうか。無料検診の方法を改善し、誰でも簡単に受けられるようにして欲しい。

― 廻沢は、用賀の介護ホームの実施を見てから取り組み方をきめる。敬老祝金は二十三区と協調してやっている。



総合計画実現の方途は
民社党

で、事前にPRをして区民との対話を心がけねばならない。

◆ 総合開発計画を、従来の業務とのかね合いからどう執行するのか。実施計画、PR計画、都の都市計画との関連についての見通しは。住宅、鉄道など民間の投資が進んでいるが、これに対して区はどのように指導していくのか。

◆ 従来計画は統行し、手直しをする。実施計画のめどは43年度の補正予算以後となる。都とは協調していく。民間に指導、協力していくことも必要。区内の総意を反映する強力な推進機関を設置し、そこで計画をこなしてゆきたい。

◆ 窓口事務の近代化に関して、公共性の強い業務の窓口は昼休みも開設して欲しい。

― 事務近代化委員会で、窓口業務の職員の休憩と住民の利便との関係を検討中。

◆ 職員の労働管理について、信賞必罰はどのように行なわれているか。若い職員の意欲を増進する方途をさがせ。抜てき制度をとっており、職員の意向調査をするなど意欲をそがないような適材適所主義をめざしている。

◆ 検診制度の充実には自主財源を投入しなければならぬが、PRも徹底するよう努力する。

◆ 二十年後のビジョンは、外面的な建築、交通などに目が向けられ、婦人公衆衛生など人間的なものに欠けている。

― 計画は都市づくりの理想像をえがいたもので、これからそれぞれ現実とのギャップを穴埋めするため推進機関を設置して着手していきたい。

― 土木行政

◆ 小田急線梅丘駅北口開設に伴い、その階段が区有地を占有している。この占有についての処置方法は、また、議会に報告しないのはどういふわけか。

用させており、売却はしていない。請願が出ていないため、行政事務として扱った。

◆住宅建設に伴い、犯罪防止、夜間の交通事故防止のために街路灯の増設について予算その他の面のすみやかな対策をのぞむ。

—街路灯は、年一、五〇〇灯ずつ三年間で完成したい。六、六八二基の助成灯を区有灯に移管することはすぐにはできない。

◆砧地域の整備を完全には現在の土木部の技術陣容ではオーバーワークだ。都に技術職員の増員を要請しているか。

—職員増については極力努力しているが、技術職員の定着が少ないのが悩みだ。

— 教育行政 —

◆幼稚園の保育年限が私立と公立ではまちまちであり、採用時期も私立の方が早い。公立をあきらめる場合が多い。区立幼稚園の増設と、採用時期を一年早めて欲しい。

—公立では一年保育で足りるとの観点に立っている。現在義務教育の充実を力をもそそぎ、幼稚園はじょじょに増設する。

◆学校施設の格差是正として、規格外のプールを規格に合ったものに、屋体未設置校一三校に至急体育館を設置するべきだ。

—一五層、二〇層のプールは二五層に手直しする。屋体については、現在建設に努力している。

首都行政と区の自治権

自治権拡充区民集会開く

世田谷区議会では、昨年11月6日、三軒茶屋の商工センターで自治権拡充区民集会をもよおしました。

この集会は、区議会が取り組んでいる自治権拡充運動の一環としてもたれたもので、当日は会場が満員となる盛況、この問題に対する一般区民の関心の深さがしめされました。今後の運動はこのような住民の関心の深さにささえられて一層前進することが期待されます。

この集会には、佐藤 竺成蹊大学教授を招き、地方自治を守る立場からこの問題についての講演を聞きましたので、その内容を抜粋して紹介します。



自治権を守るのは都も区も同じ

特別区の問題の焦点は、都の一体性と区の多様性との調和をどこに見出すかという点にあると思います。

ところで、日本の従来の行政というものは、国が法律で一方的に行政の範囲、内容を決めて地方におろすという

やり方をとり、国民が自分達の生活を基礎にして自主的に身近なところから組み上げるものではありませんでした。このように上から下に仕事をおろしてくる限り都と区との権限争いはなくならないのではないかと考えます。

去る27年の地方自治法改正で、特別区の自治権は大幅に縮小されました。私達がこれからの特別区のあり方について考える時は、この改正の結果がどうなっているかという点をふりかえって考える必要があると思います。

特別区の問題は必然的にほかの問題に連関します。それは同時に、現在の東京都の制度や区域をどうするか、さらには首都圏の整備をどうするかという点と密接にからみ合っている点です。踏まえた上で結論を出さないといいません。ことに大都市における自治のあり方を検討しなければならぬと思います。



実質的な自治権拡充を

区長公選は単に形式的に憲法に認め



防火訓練

火災シミュレーションにさきがけ昨年のくりに、区役所で防火訓練が行なわれた。★「防火訓練」といっても消防は消防署にまかせ、区役所の人間はもっぱら逃げる訓練。おそれから開会中のこととて議員もこれに動員された。しかも議場の五階から逃げおくれたことを想定しズツクの救助シューターで急降下か、ヘリコプターに引き上げてもらわなければならぬ。★さすがに御老体では大事があつてはと各党若手議員で「特捜隊」を編成することとなったが、ヘリコプターの宙吊りは考え

熱心に講演を聞く人たち



えすぎて仕事がかまうかいかない例が、違反建築の取締り、公害対策など多くの面で見られます。こういった身近な住民生活に関する仕事は、早急に区に移管した方がうまくいくことが多いと考えられます。

と同時に、事務事業を移管する場合、区が十分仕事をできるように財政の裏づけが必要になります。地方自治には、財政権の確立、自主性が重要なのに、わが国では、これまでも国の方は健全財政なのに、地方財政は赤字で貧乏だというおかしなことになっていました。



議会の果たすべき役割

もちろん現在の法律を改正して区長公選や事務事業移管、財政権の確立を実現していくにはそれをささえる住民運動の大きなエネルギーが必要ですが、その方向に持っていない限り行政が本当に私達の生活本位に行なわれるようにはなりません。ただ都と区の仕事再配分を考える時、住民自身の生活を中心に考え、身近な行政を区の行政にするという原則に立ちながらも、その基準を合理的にするには都と区の協力が必要です。

また、本当に住民のための行政を確保するためには、現在の特別区の自治権拡充運動が単に議会だけの運動でなく、広く区民の方々が組織的に参加した運動にまで高めなければなりません。

